

令和3年度鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金事業報告書

1 事業者情報

法人名	株式会社 雇用政策
事業所名	鳥取事務所
事業所住所	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
担当者名	鳥取 太郎
連絡先（電話番号）	0857-26-7699

税抜きの額を記載してください。

2 対象経費等

1泊1人あたり宿泊費（A）	5,000円
1泊1人あたり補助金額（B） （A×1/3）※1円未満切り捨て	1,666円 ※補助上限額2千円を超える場合は2千円
泊数（C）	14泊
人数（D）	3人
補助対象経費（A×C×D）	210,000円
補助金額（B×C×D）	69,972円

※すべて消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

14泊が上限です。

※水際対策としては、入国の日の翌日から起算して政府が示す経過観察措置期間（14日間）待機が必要とされています。本補助金は「政府が示す経過観察措置期間（14日）」を上限としています（入国日は含めない）ので、14泊分を補助対象とします。（金額自体は14泊までの交付になりますが、領収書等は14泊以上のものでも構いません。）

3 振込口座情報（補助金を振り込む口座の情報です）

- (1) 金融機関名 鳥取銀行
- (2) 支店名 鳥取県庁支店
- (3) 預金種別 普通預金
- (4) 口座番号 ○○○○○
- (5) 口座名義（カタカナ） カ コヨウセイサク

4 添付書類

- (1) 別紙 外国人技能実習生等名簿
- (2) 在留資格及び入国日を証する書類（申請に係る海外人材の在留カードの写し。ただし、交付年月日が入国日と異なる場合は、在留カードの写しに加え、パスポートのスタンプ（証印）のページの写し）
- (3) 県内に所在する事業所で雇用した外国人技能実習生等であることを証する書類（技能実習の場合は技能実習計画認定申請書の写し及び技能実習計画認定通知書の写し、特定技能など指定書が交付されている場合はパスポートの指定書のページの写し（指定書に記載の「本邦の公私の機関」の所在地が県外の場合は、当該ページの写しに加え、雇用契約書の写し）、その他の場合は在留資格認定証明書の写し及び雇用契約書の写し）
- (4) 補助対象経費の領収書（利用者、利用日、1人1日あたり要した費用がわかるもの）